

デリバティブ市場仲介者規制に関する国際基準報告書

エグゼクティブ・サマリー

2009年、G20首脳は、透明性の改善、システミックリスクの低減、市場の濫用(不公正取引)の防止のための店頭デリバティブ市場改革を行うことを約束した。本報告書は、店頭デリバティブ市場において、業として自己取引、マーケットメイキングもしくは取引の仲介に従事する市場参加者(店頭デリバティブ市場仲介者(DMI))への規制に係るハイレベルな国際基準を提供することにより、これらの目的を進めることを意図している。歴史的には、店頭デリバティブ市場の市場参加者は、多くの場合、従来の証券市場の参加者と比較して同等レベルの規制に服していなかった。十分な規制がないことにより、一部の市場参加者は、2008年の金融危機の間に顕在化した、グローバル経済にリスクを引き起こすようなやり方で業務を行っていた。本報告書は店頭デリバティブ市場と従来の証券市場の相違や国際的な市場当局の法的アプローチの相違を考慮しながら、DMIの規制に焦点を当てている。本報告書の勧告は以下の点を意図している。

- システミックリスク低減の一助となるDMIの義務
- 店頭デリバティブ市場におけるカウンターパーティ・リスクの管理を意図する要件
- 不公正、不適切、詐欺的行為から店頭デリバティブ市場参加者を保護

特に、本報告書では、店頭デリバティブ市場への関与の種類や程度を考慮し、DMIと規定されるべき市場参加者に焦点を当てており、一般的な規制を構成する実質的な分野を記載している。DMI規制は資本、カウンターパーティ又は顧客の資金及び、国民の信頼に対する影響が最も顕著となりうる分野に主として焦点を当てるべきである。

本報告書はDMIと考えられる市場参加者の説明及び定義を提供することから始まり、それは、従来の証券市場の仲介者とDMIを区分する特徴に関する議論も含まれる。本報告書の残りの部分は、以下の実質的な分野に関する勧告を行っている。

- 登録・免許基準
- 健全性規制下でないDMIに対する資本基準もしくは他の財務資源要件
- 行為規制
- 業務管理基準
- 記録保存基準

DMI規制に関する市場当局間の国際的な整合性は、特に、多くのDMIは複数の国に跨り活動するため、グローバルな店頭デリバティブ市場の適切な監視に欠かせないものである。

以上